

家畜衛生だより

令和2年6月

家畜伝染病予防法が改正されました。 飼養衛生管理者の選任をお願いします！

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正され、7月1日から施行されます。
全ての家畜の所有者は「飼養衛生管理者」の選任が義務付けられます。
1頭(羽)でも家畜を飼育している場合は対象となります。

飼養衛生管理者（管理者）とは

- 管理者に特別な資格はいりません。
所有者(経営者)自ら管理者となることも可能です。
- 管理者の主な業務は下記のとおりです。
 - 飼養衛生管理区域(飼育場所)に出入りする人や物を管理(消毒や記録など)する。
 - 国・県からの最新情報や知識を習得し、適切な衛生管理に努める。

報告の方法

- 別紙様式に必要事項を記入し、FAX 又は郵送で報告してください。
- 報告は令和2年7月1日までにお願いします。
- 必ずメールアドレスも記入してください。
メールアドレスやメールを見るための携帯電話・パソコンがない場合はそれらの取得に努めてください。難しい場合は、メールの内容を飼養衛生管理者へ確実に伝達可能な家族等が所有するメールアドレスを記入してください。